

亀岡市における高病原性鳥インフルエンザに係る監視強化区域の解除について

- 京都府は、昨年12月の亀岡市の農場における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴い設定した監視強化区域（発生農場から半径10km内）について、この間、異常がなかったことから、本日午前9時に同区域を解除しましたのでお知らせします。
- これにより発生農場周辺における対応は全て終了しました。

1 発生農場の概要

農場所在地：亀岡市

飼養状況：採卵鶏 281,786羽

2 経過

月 日	対 応
12月23日(火)	・飼養者から南丹家畜保健衛生所へ死亡鶏増加の通報があり、簡易検査の結果陽性を確認。
12月24日(水)	・農林水産省が高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜と決定し、防疫措置を開始 ・環境省が野鳥監視重点区域（半径10km内）を指定
12月30日(火)	・防疫措置完了
1月10日(土) (防疫措置完了の翌日から10日後)	・清浄性確認検査 ¹⁾ 及び搬出制限区域解除検査 ²⁾ で陰性を確認 ・搬出制限区域の解除(AM9:00)
1月21日(水) (防疫措置完了の翌日から21日後)	・移動制限区域の解除(AM9:00)
1月28日(水) (防疫措置完了の翌日から28日後)	・野鳥を含めた続発事例がないことを確認し、環境省が野鳥監視重点区域を解除(AM0:00) ・監視強化区域解除検査 ³⁾ で陰性を確認し、監視強化区域を解除(AM9:00)

1) 移動制限区域内（半径3km内）の農場（該当なし）の臨床検査

2) 搬出制限区域内（半径3～10km内）の農場（2農場）の臨床検査

3) 監視強化区域内（半径10km内）の農場（2農場）の臨床検査

＜参考：高病原性鳥インフルエンザ発生時の移動等の制限について＞

生きた家きん、卵、死体、排せつ物、敷料等について、

①農場からの持ち出し及び区域内への持ち込みが制限される区域（半径3km内）：移動制限区域

②区域外への持ち出しが制限される区域（半径3～10km内）：搬出制限区域

③持ち出し等の制限はないが、監視を強化する区域（半径10km内）：監視強化区域

【本報道発表に関するお問合せ】

養鶏・家きんに関する内容：黒田 畜産課長 TEL 075-414-4980

野鳥に関する内容：藤井 農村振興課参事 TEL 075-414-5029